

CLAIR REPORT

米国の公的芸術・文化支援政策

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 172 (AUGUST 10, 1998)

Council of Local Authorities
for International Relations



財團
法人

自治体国際化協会

CLAIR

目 次

はじめに	1
第1章 連邦政府による芸術・文化支援	2
第1節 米国における芸術・文化行政の歴史	2
1 植民地時代から1960年まで	2
2 全米芸術振興基金の誕生（1961年～1969年）	3
3 全米芸術振興基金の成長と停滞（1970年～1988年）	4
4 全米芸術振興基金最大の危機（1989年～1992年）	6
5 クリントン政権における全米芸術振興基金（1993年～）	7
第2節 全米芸術振興基金の活動	8
1 組織の概要	8
2 文化団体に対する補助金	9
3 州・地方機関の支援	9
4 芸術家個人に対する補助金	10
5 モデル事業	10
6 その他	11
第3節 非営利法人に対する税制優遇制度	12
1 概要	12
2 内国歳入法	12
第2章 州及び地方機関による芸術・文化支援	13
第1節 州機関及び地方機関の概要	13
1 州機関	13
2 地方機関	19
第2節 ニューヨーク州芸術委員会の活動例	21
1 概要	21
2 プログラム	21
第3章 地域の公的芸術・文化支援（1）	
～バージニア州アーリントン・カウンティー	26
第1節 アーリントン・カウンティーと芸術・文化施策	26
1 アーリントン・カウンティーの概況	26
2 文化課の新設と新しい芸術・文化施策の開始	26

3	革新的施策表彰 (Innovations in American Government)	27
第2節	カウンティー文化課とアーツ・インキュベーター・プログラム	28
1	アーリントン・カウンティー文化課	28
2	アーツ・インキュベーター・プログラム5つの目標と6つの原則	29
3	アーツ・インキュベーター・プログラムの効果	32
4	アーツ・インキュベーター・プログラムに対する障害と問題点	33
第4章 地域の公的芸術・文化支援（2）		
～ネバダ州バージニア・シティー		37
第1節	ネバダ州とバージニア・シティーの芸術文化振興施策	37
1	ネバダ州とバージニア・シティーの概況	37
2	ネバダ州芸術委員会	38
3	コムストック芸術文化委員会	39
第2節	バージニア・シティーの芸術文化振興プログラム	40
1	芸術家長期招へい事業	40
2	コムストック芸術文化委員会の抱える課題	40
第5章 現在の米国の芸術をめぐる状況		45
第1節	市民の意識	45
第2節	地域の経済効果	47
第3節	公益寄付	48
おわりに		50
参考文献等		51

はじめに

ヨーロッパ系、とりわけ英國系移民が主流を占めてきた米国では、芸術・文化といえばもっぱら上流階級がヨーロッパから移入し、これに追随する貴族主義的、エリート主義的かつ非生産的な趣味の如く捉えられてきた伝統がある。このため、一般市民の芸術・文化に対する関心も低く、政府もこれに対して支援する必要を認めてこなかった。また、建国以来コミュニティにおける自治を基本としてきたアメリカでは、中央政府への不信感が根強く、市民の側もことさら政府の介入を望んではこなかったという事情もみられる。

そのような歴史的・社会的背景から、第2次世界大戦後しばらくまでは政府による文化支援活動はほとんどみられず、もっぱら少数の富裕な市民の篤志と財団により、支配階層の住む既成大都市（ニューヨーク、ボストン等）にある少数の文化団体に対してなされるものに限られていた。1950年代以降、とりわけ60年代に豊かな大衆が登場するに至り、これが契機となって市民の文化的欲求も高まるようになった。これに伴い政府の役割に対する期待も増大してきたため、1965年には全米芸術振興基金が創設されることとなり、一般大衆に対する啓蒙、教育普及を強く意識した公的芸術・文化支援が開始された。以後同基金の活動は「政府のお墨付き」として、民間の文化支援活動の指標となり、活性化させる役割を果たすようになった。

一方、コミュニティにおける自治の伝統は、非常に活発なフィランソロピー（篤志、博愛）活動と、公益性の高い事業でも利潤追求を目的としない民間活動である「非営利（ノンプロフィット）」という概念として定着し、芸術・文化の支援においても、個人の寄付や財団の助成金、見返りを求めない企業の慈善的寄付や民間非営利団体の活動が大きな役割を担っている。

近年は、芸術・文化に対する公的支援の必要性を認める国民世論がある一方、全米芸術振興基金を廃止しようとする動きが、共和党を中心として連邦議会にみられる。芸術・文化は費用対効果を示すことが困難なため、同基金の事業の評価も議員の芸術・文化への理解の深さに左右されやすく、とりわけ財政難の際には事業削減の標的になりやすい傾向がある。しかしながら、特に財政基盤の脆弱な地方においてこそ、公的支援がその地方の文化を支えていることも見逃せない事実であり、財政対策的観点からのみこれを削減廃止すれば、将来に禍根を残す恐れもあることに注意する必要があろう。

本レポートは、当協会ニューヨーク事務所の岩崎学所長補佐が執筆にあたったが、以下第1章で米国の公的芸術・文化支援の歴史及び全米芸術振興基金に焦点を当てた連邦レベルの活動について、また第2章で州、地方レベルの活動について概観し、第3章、第4章では地方における芸術・文化支援活動の実際について取り上げ、さらに第5章では芸術・文化支援に対する市民の意識等を紹介することとしている。今後、我が国の芸術・文化振興施策の推進にあたって参考となれば幸いである。

第1章 連邦政府による芸術・文化支援

第1節 米国における芸術・文化行政の歴史

1 植民地時代から1960年まで

建国後歴史の浅い米国では、中世以来のヨーロッパにおける王侯貴族の芸術に対する援助と同様な歴史がないため、芸術に対する公的支援という概念が定着するまで相当の時間を要したが、その是非については過去のみならず現在においても大きな議論の的となっている。

建国の指導者の中では市民生活における芸術の重要性は早くから認識されており、初代大統領ジョージ・ワシントン、第2代大統領ジョン・アダムズ、第3代大統領トマス・ジェファーソンとも、芸術振興を鼓舞する発言を残している。例えば、数学から建築、運動、芸術等に至るまで、万能を謳われたジェファーソンがアメリカ独立宣言を起草した際、人間の持つ不可侵の権利を「生命、自由及び幸福追求の権利（手本とした英國の哲学者ジョン・ロックは「生命、自由及び財産権」としていた）」と規定したのは、その芸術に対する深い理解の故であると言われており、ジョン・アダムズは1780年、妻に向けた手紙の中で「私は政治と戦争について学ばなければならない。それは我々の息子たちが将来数学や哲学、地理、自然史、商業、農業等を学ぶ自由を得るために、さらにその子孫が絵画や詩、音楽、建築を学ぶ権利を得るために」と書き残している。さらにワシントンは1789年、合衆国議会に対し「市民の教育を改善すること、芸術と科学の発展を促進すること、天才的人物の実用的発明を支援すること、人道的な諸機関を育成すること」を求める発言を行っている。

しかし、当時芸術は一部のエリートのものであるとの認識が一般にあり、市民及び政府は概して公的芸術支援に対して無関心であった。1826年には、当時発足していたアメリカ芸術学会が、第6代大統領ジョン・クインシー・アダムズに対して芸術に対する政府の恒久的な支援を求めたが、何の対応もなされずに終わった。1831年にアメリカを訪問したフランスの貴族で法律家のトクヴィルが、「アメリカ人の間では、美しいものへの愛好よりも実用的なものへの好みが心を支配しているようだ」と観察したとおり、19世紀末までは実用性と商業主義が審美的傾向を凌駕していた。19世紀末から、財をなした新興の企業家（カーネギー、ロックフェラー等）によるオーケストラや美術館の創設が行われるようになったが、これらの活動に対する連邦政府の支援も未だ存在しなかった。当時唯一の例外的出来事は、1835年に英國の科学者ジェイムズ・スミソンが遺言により寄付した巨額の遺産を基に、1846年になって連邦議会がスミソニアン協会を設立したことであるといつてよい。

1877年に初めて、芸術支援機関を設立しようとする法案が連邦議会に提出されたが成立せず、芸術通で知られたセオドア・ローズベルト大統領（共和党）が1909年、「ワシントン市街の将来的建築計画に助言を与えるため」という名目で、大統領令により芸術局を設立し、また全米の30人の芸術家を集めて芸術委員会を設立させている。翌1910年にはウィリアム・ハワード・タフト大統領（共和党）が、大統領及び上下両院に芸術についての助言を行う芸術諮問委員会を設立した。当時は政府による絵画購入等に際し、その価値を評価し適切な助言を行う公的機関が存在せず、しばしば公的資金が無駄な投資に費やされるという事態が発生していたため、これに対応すべく講じられた措置であった。1914年にはウッドロー・ウィルソン大統領（民主党）が、ワシントンの芸術関係案件は全て同芸術諮問委員会に諮るべきものとする大統領令を発している。

当時の米国芸術界は大きくヨーロッパに依存していたため、第一次世界大戦から第二次世界大戦までの期間はヨーロッパのオーケストラや絵画の巡回展が途絶え、芸術界の状況は落ち込んだが、1930年代の大恐慌時、フランクリン・ルーズベルト大統領（民主党）のニュー・ディール政策を機に、連邦政府の芸術への大幅な関与が始まった。純粋の芸術振興策というより失業対策というべきものではあったが、連邦芸術事業、連邦音楽事業、連邦舞台芸術事業、連邦著作事業の4プロジェクトが実施され、多くの芸術家に活動機会が提供されたことの意義は極めて大きい。1935年から実施されたこれらのプロジェクトには総額1億6,000万ドルが投じられ、ジャクソン・ポロック、アーロン・コープランド、オーソン・ウェルズ、ジョン・スタインベック等の著名な芸術家も参加している。同事業は1943年、第2次世界大戦による雇用状況の著しい改善を受けて終了した。

1940年代半ばから1950年代半ばにかけては、米国における共産主義排撃運動が活発化し、多くの芸術家が連邦下院の非米活動調査委員会により共産主義者のレッテルを貼られ攻撃された。これにより、政府と芸術の関係も最も冷え切ったものとなり、1955年にはアイゼンハワー大統領（共和党）が年頭教書の中で「連邦政府は芸術や他の文化的活動の重要性をもっと認識すべきである」と発言したが、これに対する議会の反応は見られなかった。また、芸術関係団体側も連邦政府の芸術への関与に懐疑的であり、全米交響楽団連盟が1953年に調査したところによると、加盟団体の99%が連邦政府の援助を拒否する意向を示している。

2 全米芸術振興基金の誕生（1961年～1969年）

1961年就任したジョン・F・ケネディ大統領（民主党）は芸術愛好家として知られ、大統領選挙戦でも芸術に対する連邦レベルの助言機関の設置を公約に掲げていた。議会は同大統領の要請に取り合わなかったため、法律ではなく行政命令（大統領令）による対応を検討していたが、1963年、同大統領が暗殺されたことにより実効をあげずして終わった。

続くリンドン・ジョンソン大統領（民主党）の時代になると、リベラルで芸術に好意的な連邦議員が増加したこともあり、連邦議会は1965年、芸術及び人文科学に対する連邦政府の出資を認める法案を可決した。芸術と人文科学と一緒にした形で法案として提出したのは、芸術だけでは賛同を得るのが困難であると見た推進派議員の議会対策によるものであったが、これが全米芸術振興基金（National Endowment for the Arts）及び全米人文科学振興基金（National Endowment for the Humanities）設立の基礎となった。全米芸術振興基金の初年度予算は約290万ドルと小規模で、しかも当初3年間の期限付きの設置であったものの、連邦政府資金による芸術助成の第一歩となり、同基金は当初、個々の芸術家に直接助成金を支給することを主な業務とした。予算規模は1969年には846万ドルと大幅に増加している。また、1965年、全米芸術振興基金に対する助言機関として全米芸術委員会（National Council on the Arts）が設置され、レナード・バーンスタイン、チャールトン・ヘストン、ジョン・スタインベック等26人が、委員として大統領の任命を受けた。

ここに、連邦政府による公的芸術支援が大きな一步を踏み出したが、皮肉にもジョンソン大統領と芸術家の関係は良好なものとはいえないかった。同大統領は、政府の芸術に対する支援を公に知らしめるためホワイトハウス芸術祭を開催し、米国の著名な芸術家を多く招待したが、当時激化するベトナム戦争に反対していた一部の芸術家が参加を拒否したほか、朗読を依頼されていた小説家が当日予定がない反戦的な文章を読み上げるという事態も生じている。

3 全米芸術振興基金の成長と停滞（1970年～1988年）

全米芸術振興基金は1970年代、美術館、オーケストラ及びオペラに対する助成プログラムを開始した。かつて政府の支援に反対していた全米交響楽団連盟も、この頃には財政状況が悪化しており、同基金の支援を歓迎することとなった。同基金の成長とともに芸術関係諸機関の数も増加を見せ（表1-1）、1970年に905万ドルであった同基金の予算は、1978年には1億2,385万ドルに膨れ上がった（表1-2）。

表1-1 芸術関係諸機関数の推移

	1965年	1975年
オーケストラ（プロ）	58	110
劇団（プロ）	23	145
美術館	1,700	1,880
州政府レベルの芸術関係機関	12	55
地方レベルの芸術関係機関	175	900

また、1971年には、これまで注目されることの少なかった、地域に密着した活動を続ける人種的、地理的少数派の芸術団体への支援も開始された。職員数も設立当初の28人から1977年には150人、1980年には325人と増加した。1980年には約5,000の団体及び個人に対して助成を行うようになり、歳出予算額は1970年の905万ドルから1975年には8,014万ドル、1980年には1億5,461万ドル、1981年には1億5,880万ドルとなった。また、1971年にはワシントンD.C.にケネディーセンターが開館し、連邦政府による芸術・文化活動の一拠点となつた。

表1-2 全米芸術振興基金予算額の推移
(単位: ドル)

年	事業費	事務費	合 計
1966	2,534,308	364,000	2,898,308
1967	7,965,692	510,000	8,475,692
1968	7,174,291	600,000	7,774,291
1969	7,756,875	700,000	8,456,875
1970	8,250,000	805,000	9,055,000
1971	15,090,000	1,330,000	16,420,000
1972	29,750,000	1,730,000	31,480,000
1973	38,200,000	2,657,000	40,857,000
1974	60,775,000	3,250,000	64,025,000
1975	74,750,000	5,392,000	80,142,000
1976	82,000,000	5,455,000	87,455,000
1976*	33,937,000	1,364,000	35,301,000
1977	94,000,000	5,872,000	99,872,000
1978	114,600,000	9,250,000	123,850,000
1979	139,660,000	9,925,000	149,585,000
1980	142,400,000	12,210,000	154,610,000
1981	146,660,000	12,135,000	158,795,000
1982	132,130,000	11,326,000	143,456,000
1983	131,275,000	12,600,000	143,875,000
1984	149,000,000	13,223,000	162,223,000
1985	148,078,000	15,582,000	163,660,000
1986	143,999,732	14,822,508	158,822,240
1987	149,181,000	16,100,000	165,281,000
1988	150,591,000	17,140,000	167,731,000
1989	150,650,000	18,440,000	169,090,000
1990	151,405,500	19,850,000	171,255,000
1991	152,485,734	21,595,003	174,080,737
1992	153,106,244	22,848,436	175,954,680
1993	150,125,848	24,333,534	174,459,382
1994	145,662,000	24,566,000	170,228,000
1995	137,512,000	24,799,000	162,311,000
1996	80,734,000	18,736,000	99,470,000
1997	82,514,000	16,980,000	99,494,000
1998	81,020,000	16,980,000	98,000,000

*連邦政府の会計年度開始月が7月から10月に変更されたことに
伴う経過期間 (資料 : National Endowment for the Arts)

成長一方であった同基金にストップをかけたのは、1981年に就任した俳優出身のレーガン大統領（共和党）であった。同大統領は当初芸術の支援に好意的な態度を示していたが、配下の連邦予算局が全米芸術振興基金は無駄が多いとの判断を示し、1982年歳出予算の50%カットを提案したことから、芸術関係団体との間で大紛糾の事態となった。この時は結局前年比10%カットの1億4,300万ドルに落ち着いた。また、同大統領就任中の1985年には、同基金が助成している詩人の詩の中に猥亵な内容のものがあるとして、3人の連邦下院議員が同基金を攻撃し、下院では助成対象を限定すること及び通常5年ごととなっている同基金の存続承認を2年に短縮することが可決された。上院が5年間の存続承認議決を行ったことから両院間で調整が図られた結果、5年の存続を認めるが、助成にあたっては文学的、学術的、文化的、芸術的に重要なプロジェクトに限定して助成する旨定められた。一方、一旦減額された予算は再び増加し、レーガン政権終盤の1988年には1億6,773万ドルとなった。

4 全米芸術振興基金最大の危機（1989年～1992年）

1989年、米国南東部現代美術センターは全米芸術振興基金からの助成により、写真家アンドレス・セラーノに1万5,000ドルを交付していたが、この写真家の作品の中に、十字架に架けられたキリスト像が尿と思われる黄色い液体に浸された作品「Piss Christ（Pissは尿の意）」があったこと、また同時期、同基金から3万ドルの助成を受けたペンシルバニア大学現代芸術学部が写真家ロバート・メイプルソープの巡回写真展を行っていたが、男性器や同性愛者の性行為を撮影した作品があったことから、宗教への冒涜、不道徳な作品への助成を行ったとして、共和党議員が全米芸術振興基金（同基金は間接的に関与しただけであったが）を猛攻撃し始めた。芸術関係諸機関は、表現の自由を求めて議会の対応に激しく抗議したが、紛糾の結果、同基金の存続及び予算に影響はなかったものの「今後、全米芸術振興基金が米国南東部現代美術センター又はペンシルバニア大学現代芸術学部に助成を行おうとする際には、連邦上下院歳出予算委員会の承認を受けなければならない」とする連邦法第101-121号（1年間の時限立法）が制定された。

猥褻・不道徳問題に過敏になった全米芸術振興基金は、裸体を露出する前衛俳優や同性愛者であることを公にし作品に取り入れている芸術家を助成対象から除外したり、助成金交付にあたって猥褻な作品の作成を行わない旨の宣誓書を提出させるなどしたために芸術家の反感を招き、1990年から1991年にかけては、一部の芸術家が助成金の受け取りを拒否したり（1990年には約49万ドルの助成金の受け取り拒否があった）、同基金による授賞を拒否する事態も生じた。

1990年には、一連の全米芸術振興基金の行為を表現の自由に対する侵害であるとして訴訟が提起され、1991年に、同基金の宣誓書提出義務づけは合衆国憲法違反であるとの裁定

が下された。また同時期には、一部の市民団体がロック・ミュージックの歌詞に自殺をあおるなど社会の害悪になるものがあるとして歌手等を訴えていた裁判についても、被告側の言論・表現の自由を認める判決が下されている。猥褻な作品を助成対象から除外するための宣誓書提出が違憲であるとされたため、連邦議会では1990年10月、猥褻性の判断について疑義のあるときは、裁判所にその判断を求めるに決定した。

しかしこの危機の一方、共和党のブッシュ政権下で同基金の予算は過去最高の1億7,595万ドル（1992年）に達している。

5 クリントン政権における全米芸術振興基金（1993年～）

1993年に就任したビル・クリントン大統領（民主党）は、当初共和党側の全米芸術振興基金排撃に反対する擁護者として期待されたものの、予算案の編成にあたって同基金の廃止を組み込むなど、米国には政党にかかわらず芸術に関する一貫した政策が存在しないことを露呈した（結局同基金の予算は前年並みとなった）。

先の猥褻騒動以来、道徳的に保守的な共和党では同基金の廃止を訴え続け、1996年の予算額は前年の1億6,231万ドルから一気に9,947万ドルにまで削減された。さらに1997年7月10日には、共和党主導の連邦下院が全米芸術振興基金の廃止を可決した。ギングリッチ下院議長（共和党）は、共和党内で同基金廃止に賛成する保守派と反対する稳健派の妥協を図り、さらに一部の民主党議員の賛同を取り付けるため、同基金廃止の採決に先立って同基金予算を8,000万ドルの州に対する補助金に置き換えるという内容の提案を行っていたが、その効果もあって結局賛成217（共和212、民主5）に対し反対216（民主200、共和15、独立1）という僅差により、同基金を廃止し、新年度は活動を停止するための所要予算1,000万ドルのみ認めることとされた。

翌日の7月11日には、前日認められた1,000万ドルの同基金予算について執行を認めない旨議決され、加えて同基金を州への補助金に切り替えるという提案は共和党内保守派と稳健派の賛同が取り付けられず271（民主195、共和75、独立1）対155（共和149、民主6）で否決されたため、下院議決のままでは同基金が廃止され、その代替策も示されないという異常な事態となった。

クリントン大統領は当初1億3,600万ドルの新年度予算を要求しており、仮に同基金を廃止する歳出予算法案が両院で議決されたとしても、同案に対して拒否権を発動するものと見込まれていたが、下院に比較して同基金に好意的であると見られていた上院では、旧年度予算額9,950万ドルに若干の物価上昇分を上乗せした1億ドルの予算配分が議決された。その後両院協議会において調整が図られた結果、同基金が直接個々の芸術家を支援するプログラムを大幅に削減するとともに、予算配分や重要事項の決定について連邦議会が関与する権限を強化することを条件に、同基金の今後の存続と9,800万ドルの来年度予算

を認めることで両院の妥協が成立し、上下両院は10月28日、全米芸術基金の予算を含む1998年度内務省歳出予算法案を可決した。

第2節 全米芸術振興基金の活動

1 組織の概要

連邦議会により1965年に設置された全米芸術振興基金は、政府内の行政機関（省庁）ではなく独立の外局機関である。その予算は、毎年連邦議会によって措置されており、同基金の事務局長は大統領の指名を受けた後、連邦議会上院の承認を得て決定されることとなっている（任期4年）。

同基金設立の目的は、米国における芸術・文化の質の向上、多様性の醸成、活性化及び一般市民への広範な機会提供であり、補助金交付、州・地方の芸術・文化団体との協力、調査、教育等の事業を行っている。最も大きな役割となっている補助金交付の分野では、設立以来11万以上の個人及び団体に補助金を交付している。また、同基金の設立は各州、地域における芸術・文化関係機関の設立も促進し、現在では全米50州及び6つの準州・特別区に芸術・文化担当機関が設置され、また地方の機関も官民合わせて3,800を超えるまでになったほか、文化関係団体数も増加しており、1965年と1997年で比較すると、非営利の劇場で56から425、大規模なオーケストラで100から230、オペラ劇団で27から120、ダンスグループで37から400に増加している。

同基金では、補助金を交付する際、同額以上の金額を他から調達することを義務づける「マッチング」という制度を設立当初から行っており、これまで同基金が投下した金額1ドルにつき12ドルが行政機関以外から集められたとする試算もある。これにより、同基金の年間予算は9,800万ドル（1998年）と少額であるものの、その何倍もの効果・影響を発揮していると評価されている。

同基金は1996年に予算の大削減（1億6,200万ドルから9,947万ドル）を受け、組織及び実施事業に大きな変更を來した。その概要は表1－3のとおりである。

同基金に対する補助金申請には、後述する4つのカテゴリー（文化団体に対する補助金、州・地方機関の支援、芸術家個人に対する補助金、モデル事業）で対応しているが、申請は、まず、外部の専門家によって芸術性の高さが判断され、続いて基金内の審査会により補助金交付要綱に照らして問題がないかが審査される。さらに、同基金の助言団体である全米芸術委員会でも同様の審査がなされ、最終的に事務局長が補助の可否を決定することとなっている。

表1－3 全米芸術振興基金の組織及び事業変更

	1995年	1996年以降
予算額	1億6,200万ドル	9,800万ドル（1998年）
実施プログラム数	17	4 継承・保存部門 教育・参加部門 創造・表現部門 企画・定着部門
職員数	273	155
補助申請数	16,000～17,000/年	3,000/年
補助申請要件	1つの団体が複数のプログラムに申請可能	1団体につき1申請
芸術家個人に対する支援	どのプログラムでも芸術家個人に対する補助を認める	文学、ジャズ及び伝統芸能継承の分野に限って芸術家個人に対する補助を認める
不特定の活動に対する支援	時として団体の不特定の活動に対する補助を認める	不特定の活動には補助を認めない

2 文化団体に対する補助金

かつて同基金では、芸術の分野ごと（ダンス、デザイン、民俗芸能、文学、メディア、音楽、オペラ、芝居、絵画・彫刻等）に補助金を設定していたが、現在では、これらをまとめて団体に対する補助金として取り扱っている。したがって、異なる芸術分野の間で補助金獲得競争が生じることとなる。ただし、団体に対する補助金をさらに継承・保存部門、教育・参加部門、創造・表現部門、企画・定着部門に分けて申請を受け付けている。

また、補助金額は概ね5,000ドルから20万ドル程度で、補助金額と同額以上のマッチングが求められている。

3 州・地方機関の支援

同基金の設立以来、全米50州全てに州レベルの芸術・文化団体（その多くは州政府の機関）が設立され、さらに地方レベルでも地域の芸術・文化普及を目的として多くの団体が

つくられた。同基金では常にこれらの州・地方機関を支援してきたところであったが、今後の円滑な関係維持のため、協調の指針を策定している。

州との関係では、基本的に各州独自の方針を尊重したうえ、特に教育面に力点を置いて支援を行うこととしているほか、地理的、経済的、人種的等の理由により、芸術・文化に触れることが多い人々に対する普及活動を重要視している。また、地方との関係では、基本的に地方独自の方針を尊重したうえ、州外の芸術家・団体を招へいして地域住民に質の高い芸術公演を提供する事業の促進を呼びかけている。

これら指針を満たす州及び地方機関の活動に対して、同基金は1対1のマッチングをする補助金を交付することとしており、同指針は2年に1回見直されることとなっている。

4 芸術家個人に対する補助金

現在、芸術家個人に対する補助金制度で公募しているのは文学だけであるが、団体推薦による表彰制度として、伝統芸能継承、ジャズ及び大統領により表彰される全米芸術賞がある。

文学部門の個人補助金制度は、毎年分野を特定して作品を募集するもので、1998年はフィクション及びノンフィクション分野及び散文翻訳分野となっており、1999年は詩作分野及び詩の翻訳分野となっている。補助金額は2万ドルでマッチングは必要とされない。

伝統芸能継承部門は、比較的認知度の低い伝統芸能の社会的貢献を称えるため創設されたもので、公募ではなく伝統芸能団体等からの推薦に基づき、優れた伝統芸能継承者を表彰する。賞金1万ドルが授与されることとなっている。また、ジャズ部門は、アメリカに開花した重要な黒人文化であるジャズについて、音楽団体等からの推薦に基づき、優れた音楽家を年間3人まで表彰する。これは賞金2万ドルが授与されることとなっている。

全米芸術賞は最も功績をあげたとされる芸術家又は後援者に与えられる賞で、大統領から直接表彰されることとなっている。

5 モデル事業

同基金では地域の事業の中でも、全国的重要性と影響力が大きいと認められるものをモデル事業として指定し、支援している。現在進行中の事業の中には、全米100以上の文化団体のインターネット・ホームページをリンクし、さらにホームページ未開設の団体に技術支援を与える事業や、全米150から200のダンス関係団体の連携を強化する2年がかりのプロジェクト等がある。

また、新世紀を目前にして、20世紀米国の芸術的創造性を総括し次世紀への遺産とすることを目的に、様々な芸術分野から29事業を選定したプロジェクトを行っている。

6 その他

上記に加え、同基金では国内芸術家の視野の拡大に資するための国際交流事業、様々な分野の連邦政府他機関との協力事業、芸術・文化に関する調査及び出版、インターネット・ホームページの整備、フォーラムの開催等を行っている。

表1-4 全米芸術振興基金の1996年プログラム別支出

(単位: ドル)

プログラム	金額	プログラム	金額
舞踊	4,178,580	団体・ネットワークの存続	2,020,000
デザイン	897,654	演劇	5,170,000
エクスパンション・アート	1,408,000	視覚芸術	1,219,000
伝統芸能	2,318,600	芸術教育	4,020,000
国際的活動	849,808	地方機関支援	2,043,955
文学	1,835,000	州機関支援	21,592,000
メディア・アート	2,971,000	機会提供促進	4,281,640
学際的活動	450,000	チャレンジマッチング	7,077,990
博物館・美術館	3,797,285	企画・調査	939,600
音楽	5,125,268	特別プロジェクト	1,000,000
オペラ/ミュージカル	2,100,000		

(資料: National Endowment for the Arts 1996 Annual Report)

第3節 非営利法人に対する税制優遇制度

1 概要

米国では、英国からの移民による最初のコミュニティ成立時より、個人及び団体による非営利的活動が重要な役割を演じてきたという歴史を有している。このため、連邦政府や州政府は、政府に代わって公共的サービスを提供する非営利団体に対して免税資格を与えたり、当該団体に対する寄付金を所得税の控除対象とするなど多くの税法上の優遇措置を講じることにより、非営利民間団体の資金調達を容易にし、市民の幅広い寄付行為を側面支援しているが、このことは芸術・文化の活性化の面でも大きな推進力となっている。税法の中でも最も重要なものは、内国歳入法である。

2 内国歳入法

1894年の税法に非課税団体を「慈善、宗教、教育、友愛及び特定の建築、融資、貯蓄、保険等に関する活動を行っている組織」とすると明記されて以来、非課税団体の種類は相当数増えているが、現行の内国歳入法では第501条で非課税団体を規定しており、その種類は28にも及ぶ。これらの団体は、大きく分けて公共に奉仕することを目的とした慈善団体、宗教団体、教育団体等の「公共奉仕組織」と、所属する会員に奉仕することを目的とした労働組合、協同組合、退職年金基金等の「会員奉仕組織」に二分される。

多くの芸術・文化関係団体は、内国歳入法に「芸術・文化」を特定した条文が存在しないため、同法第501条(c)(3)によって定義される「宗教、慈善、教育」団体の中に含まれると解されており、同法第501条(c)(3)は該当団体を次のように定義している。

「法人及びあらゆる共同募金、基金、財團などで宗教、慈善、科学、公共の安全のための試験、文学又は教育、全米又は国際アマチュアスポーツ競技会の促進、児童又は動物の虐待防止等に目的を限定して組織し運営しているもので、その利益は株主又は個人のために用いず、その活動は政治的宣伝活動や立法への影響力の行使を目的とせず、また公職に立候補した候補者のためのいかなる選挙運動も行わないもの」

同条項に該当する団体は、税免除を受けるだけでなく、その団体に個人や法人が納める会費や寄付金の所得控除が承認されており、この所得控除の指定を受けることで、団体の資金募集が一層容易になる。

現在、連邦内国歳入庁に登録されている第501条(c)(3)に該当する団体は60万以上とされているが、2万5,000ドル未満の少額収受には登録は必要とされていないため、実際に存在する団体数はその10倍に及ぶとの調査報告もある。

第2章 州及び地方機関による芸術・文化支援

第1節 州及び地方機関の概要

1 州機関

(1) 経緯

州政府による芸術・文化振興機関としては、全米芸術振興基金の設立から5年さかのぼる1960年に、ニューヨーク州芸術委員会（New York State Council on the Arts）が設立されたのが最初であり、1965年になっても、文化関係機関を有する州はまだ12に過ぎなかった。しかし、全米芸術振興基金が各州の機関設立に力を注いだこともあり、その後間もなく全米50州ばかりでなく6つの準州・特別区にまで芸術・文化振興機関がつくられた。設置形態は50州中26州が州政府の部局、その他24州が州政府の外局または民間非営利機関となっており、たとえ民間非営利機関であっても、補助金交付の審査、州議会による団体存続の承認等、州政府との関係は非常に強く、実質的に州の文化行政の大勢を担っている（表2-1）。

州機関が設立された当初は活動規模も小さく、州の芸術・文化振興施策に対して全米芸術振興基金の補助金と同額以上を支出した州は、1974年時点でも50州中ニューヨークだけであったが、州補助金は1970年代後半から急激に増加し、1985年には全米芸術振興基金の補助金額と州機関による補助金額が同水準になり、1986年には州機関の総額が全米芸術振興基金を上回るようになった。

(2) 組織

各州の芸術・文化振興機関には、最高機関として理事会又は委員会が設置されており、大多数の場合、理事は州知事によって選任される。理事会の議長は、理事の選任による場合と理事会内の選挙による場合が半々である。

近年州機関の職員数は削減される傾向にあり、州機関の全職員数（非常勤を含む）は1991年の1,655人から1994年には1,335人となっている。また、その内常勤職員数は1991年の1,226人から1994年には1,116人に削減されている。

(3) 予算

州機関の予算額は1998年度で約3億2,553万ドル（50州合計、表2-2）であり、その歳入内訳は87.5%が各州議会により歳出が議決された予算、7.8%が全米芸術振興基金からの補助金、4.2%が企業への賦課金、宝くじ等による収入、0.5%が寄付等その他州政府以外からの収入となっており、予算の使途は、73%が他団体等への補助金、21%が事務費、

6%がその他となっている。全米芸術振興基金から各州に対する予算の配分については、1975年には連邦議会により、同基金事業費の20%以上が州機関に配分されなければならないこととなり、さらに1993年からは27.5%に引き上げられた。州だけでなく地方機関も合わせると、全米芸術基金事業費の35%が州及び地方機関に配分されている。

また、各州の芸術・文化関係予算を比較すると、1998年予算ベースで各州州民一人あたりの芸術・文化関係予算は平均1.29ドルとなっているが、これは全米芸術振興基金の予算額が国民一人あたり0.38ドルであるのと比較しても高水準である。しかし州別にはかなりのばらつきがあり、50州比較ではハワイが5.67ドルで1番の高水準となっているほか、コネチカット3.34ドル、ミネソタ2.91ドルと続く。反面水準の低い州はテキサス0.30ドル、カリフォルニア0.44ドル、バージニア0.55ドルである。

(4) 活動

州政府機関の活動は、補助金の交付を主な業務とする点で、全米芸術振興基金に類似している。補助金の交付先は大半が州内の芸術・文化関係団体であり、芸術家個人に直接補助金を交付することは少なく、補助金交付の要件として全米芸術振興基金の場合と同じようにマッチングを求めることが多い。補助金は1993年時点で2万5,000件以上、金額で1億7,300万ドル以上を交付しているが、その89%は団体に、11%は州機関から直接芸術家個人に交付されている。また、州政府機関に特徴的なのは、文化団体の特定の事業ではなく、一般的運営に補助金を交付することが多いことで、50州中45州で文化団体の一般的運営に対して補助金を交付しており、事業費の40%近くがそうした一般的運営用補助金であるとされている。

州機関の活動は、大きく、

- 1) 情報の提供や技術的支援、州政府教育部門との連携、民間企業・財団との協力等を通じて地域の文化団体の円滑な運営を支援するサービスの提供
- 2) 芸術・文化教育、体の不自由な人向けのプログラムをはじめとする芸術・文化に接する機会の提供
- 3) デザイン、民俗芸能等、特定の分野に焦点を当て、優れた活動を行う団体・個人に補助金交付等を行う研鑽機会の提供

の3つに分けられる。活動の方針としては、文化の多様性を重視し、人種・民族的少数派の芸術活動を積極的に支援する傾向にあるが、一方、補助対象となる団体は、州民に対する影響力、集客力等の理由により、有名・有力な団体に限定されやすいとの批判もある。

表2－1 各州等の芸術・文化振興機関

州名	機関名 (無印は州政府の部局、*は外局又は民間非営利団体)	予算年度	機関存続承認
アラバマ	Alabama State Council on the Arts *	単年	-
アラスカ	Alaska State Council on the Arts	単年	1年ごと
アメリカン・サモア(準州)	American Samoa Council on Culture, Arts and Humanities *	単年	3年ごと
アーカンソー	Arkansas Arts Council	2年	2年ごと
アリゾナ	Arizona Commission on the Arts *	単年	10年ごと
カリフォルニア	California Arts Council *	単年	-
コロラド	Colorado Arts Council	単年	-
コネチカット	Connecticut Commission on the Arts	2年	-
デラウェア	Delaware Division of the Arts	単年	-
ワシントン特別区	District of Columbia Commission on the Arts and Humanities *	単年	-
フロリダ	Florida Division of Cultural Affairs	単年	-
ジョージア	Georgia Council for the Arts	単年	-
グアム(準州)	Guam Council on the Arts & Humanities Agency *	2年	-
ハワイ	State Foundation on Culture and the Arts (Hawaii)	2年	1年ごと
アイダホ	Idaho Commission on the Arts	単年	-
イリノイ	Illinois Arts Council *	単年	-
インディアナ	Indiana Arts Commission *	2年	10年ごと
アイオワ	Iowa Arts Council	2年	-
カンサス	Kansas Arts Commission *	単年	-
ケンタッキー	Kentucky Arts Council	2年	2年ごと
ルイジアナ	Louisiana Division of the Arts	単年	1年ごと
メイン	Maine Arts Commission *	2年	10年ごと
メリーランド	Maryland State Arts Council	単年	-
マサチューセッツ	Massachusetts Cultural Council *	単年	-
ミシガン	Michigan Council for Arts & Cultural Affairs	単年	-
ミネソタ	Minnesota State Arts Board *	2年	-
ミズーリ	Missouri Arts Council	単年	-
ミシシッピー	Mississippi Arts Commission *	単年	1年ごと

州名	機関名 (無印は州政府の部局、*は外局又は民間非営利団体)	予算年度	機関存続承認
モンタナ	Montana Arts Council *	2年	-
ネブラスカ	Nebraska Arts Council *	2年	-
ネバダ	Nevada State Council on the Arts	2年	-
ニューハンプシャー	New Hampshire State Council on the Arts	2年	-
ニュージャージー	New Jersey State Council on the Arts	単年	-
ニューメキシコ	New Mexico Arts Division	単年	-
ニューヨーク	New York State Arts Council *	単年	1年ごと
ノースカロライナ	North Carolina Arts Council	単年	-
ノースダコタ	North Dakota Council on the Arts *	2年	-
北マリアナ諸島(準州)	Commonwealth Council for Arts and Culture	単年	1年ごと
オハイオ	Ohio Arts Council *	2年	-
オクラホマ	Oklahoma Arts Council *	単年	-
オレゴン	Oregon Arts Commission	2年	-
ペンシルバニア	Pennsylvania Council on the Arts	単年	-
プエルトリコ (コモンウェルス)	Institute of Puerto Rican Culture *	単年	-
ロードアイランド	Rhode Island State Council on the Arts *	単年	-
サウスカロライナ	South Carolina Arts Commission *	単年	-
サウスダコタ	South Dakota Arts Council	単年	-
テネシー	Tennessee Arts Commission *	単年	6年ごと
テキサス	Texas Commission on the Arts *	2年	-
ユタ	Utah Arts Council	単年	-
バーモント	Vermont Arts Council *	単年	-
バージン諸島(準州)	Virgin Islands Council on the Arts	単年	-
バージニア	Virginia Commission on the Arts *	2年	-
ワシントン	Washington State Arts Commission *	2年	-
ウエストバージニア	West Virginia Commission on the Arts	単年	-
ウィスコンシン	Wisconsin Arts Board *	2年	-
ワイオミング	Wyoming Arts Council	2年	-

(資料 : 1994 State Arts Agency Profile)

表2-2 各州等の1998年度芸術・文化関係予算

(単位：ドル)

州名	州議会配当	州その他	全米芸術振興基金補助金	寄付等	合計	1人あたりドル	順位
アラバマ	3,993,423	11,296	477,000	0	4,481,719	1.04	37
アラスカ	507,700	0	452,400	0	960,100	1.58	24
アメリカン・サモア(準州)	40,000	0	267,000	0	307,000	4.96	4
アーカンソー	1,335,014	0	410,200	0	1,745,214	0.69	49
アリゾナ	3,150,200	0	535,824	29,000	3,715,024	0.83	42
カリフォルニア	13,190,000	0	865,000	0	14,055,000	0.44	55
コロラド	1,811,534	1,059,820	421,800	37,350	3,330,504	0.87	40
コネチカット	3,703,108	6,730,141	486,300	16,355	10,935,904	3.34	8
デラウェア	1,486,700	0	406,700	40,144	1,933,544	2.66	10
ワシントン特別区	1,729,000	0	352,600	0	2,081,600	3.83	7
フロリダ	24,613,564	0	576,200	0	25,189,764	1.74	21
ジョージア	4,502,137	0	503,500	50,000	5,055,637	0.68	50
グアム(準州)	906,000	0	247,000	32,000	1,185,000	7.37	2
ハワイ	6,039,390	0	682,405	0	6,721,795	5.67	3
アイダホ	834,300	0	504,700	44,400	1,383,400	1.16	32
イリノイ	13,532,300	0	603,500	55,259	14,191,059	1.19	31
インディアナ	3,089,429	0	458,600	0	3,548,029	0.60	53
アイオワ	1,562,860	0	502,400	0	2,065,260	0.72	47
カンサス	1,346,123	0	456,937	0	1,803,060	0.70	48
ケンタッキー	3,979,900	0	461,600	5,000	4,446,500	1.14	33
ルイジアナ	4,416,158	0	443,500	0	4,859,658	1.11	35
メイン	522,292	0	403,700	26,300	952,292	0.76	45
メリーランド	8,201,878	0	469,700	175,000	8,846,578	1.74	22
マサチューセッツ	14,691,657	0	516,400	0	15,208,057	2.49	11
ミシガン	21,676,500	0	521,500	0	22,198,000	2.31	12
ミネソタ	13,018,000	75,000	485,400	20,000	13,598,400	2.91	9
ミズーリ	10,105,839	0	465,500	0	10,571,339	1.97	14
ミシシッピー	1,667,056	0	605,800	20,000	2,292,856	0.84	41

州名	州議会配当	州その他	全米芸術振興 基金補助金	寄付等	合計	一人あたりドル	順位
モンタナ	182,923	847,520	547,576	13,000	1,591,019	1.80	18
ネブラスカ	1,397,822	0	481,200	0	1,879,022	1.13	34
ネバダ	1,137,042	62,000	399,500	103,782	1,702,324	1.06	36
ニューハンプシャー	552,113	77,027	410,100	43,050	1,082,290	0.93	38
ニュージャージー	13,604,000	200,000	563,200	0	14,367,200	1.79	19
ニューメキシコ	1,822,200	800,000	413,800	0	3,036,000	1.77	20
ニューヨーク	40,850,400	0	688,000	0	41,538,400	2.28	13
ノースカロライナ	5,474,602	0	608,400	46,070	6,129,072	0.83	43
ノースダコタ	419,614	1,716	435,200	8,000	864,530	1.34	27
北マリアナ諸島(準州)	363,100	8,309	261,600	0	633,009	11.82	1
オハイオ	14,513,312	77,085	594,000	24,500	15,208,897	1.36	26
オクラホマ	3,495,267	325,523	441,900	0	4,262,690	1.29	29
オレゴン	1,680,305	165,000	441,700	67,000	2,354,005	0.73	46
ペンシルバニア	10,060,000	0	645,000	0	10,705,000	0.88	39
プエルトリコ (コモンウェルス)	17,474,000	547,861	541,000	0	18,562,861	4.86	5
ロードアイランド	674,243	170,600	450,400	92,500	1,387,743	1.40	25
サウスカロライナ	3,895,787	0	589,500	277,280	4,762,567	1.28	30
サウスダコタ	467,252	0	478,000	8,856	954,108	1.30	28
テネシー	2,600,200	1,281,404	468,900	0	4,350,504	0.81	44
テキサス	5,165,129	0	627,900	0	5,793,029	0.30	56
ユタ	2,643,900	532,724	467,600	229,423	3,873,647	1.93	15
バーモント	470,000	25,000	432,900	190,100	1,118,000	1.89	16
バージン諸島(準州)	195,000	0	253,800	0	448,800	4.61	6
バージニア	3,184,757	0	479,200	20,000	3,683,957	0.55	54
ワシントン	2,038,036	1,092,180	484,400	0	3,614,616	0.65	51
ウエストバージニア	2,483,000	0	424,700	12,875	2,920,575	1.59	23
ウィスコンシン	2,520,000	399,059	443,500	0	3,362,559	0.65	52
ワイオミング	341,680	19,430	528,100	7,753	896,963	1.86	17
合計	305,357,746	14,508,695	27,184,242	1,694,997	348,745,680	1.29	

(資料 : Legislative Appropriations Annual Survey 1997 & 1998)

2 地方機関

(1) 組織及び予算

全米芸術振興基金や州機関からの支援を受け、地方で実際に事業を実施し住民にサービスを提供する芸術・文化関係機関は、必ずしも公的機関ばかりではなく、民間非営利団体、フェスティバルの実行委員会のような団体まである。これらの団体数について正確な統計はないが、全米で3,800、その4分の1が公的機関、4分の3が民間であるとされており（大都市では3分の2が公的機関で残りが民間非営利団体とされる）、年間予算は合計6億ドルとされ、そのうち3分の2は全米芸術振興基金や州機関からの補助金、企業・個人の寄付等であり、3分の1が自治体からの拠出であると推計されている。

(2) 経緯

地方機関で最初に設立されたのは、1948年から1949年にかけて設立されたイリノイ州のクインシー芸術協会及びノースカロライナ州のウィンストン・セーラム芸術委員会であったが、その後1966年には団体数150、1979年には約2,000、現在では約3,800にまで成長した。

地方政府に限って言うと、連邦政府の芸術・文化に対する支援の開始が遅かったのに対し、地方政府では19世紀後半に篤志家による美術館やオーケストラが多く設立された際、土地を提供してこの動きを支援したり、連邦政府、州政府と同じく非営利団体に対して独自の財源である財産税の免除を行っている。

地方の芸術・文化関係団体は、様々な歴史的経緯により発展してきたとされるが、代表的なものに次のようなものがある。

1) 農村改善運動

1853年にマサチューセッツ州ストックビルで始まったこの運動は、屋外広告の規制、植樹、道路の舗装等により街の美化を目的としたものであった。この運動は、1900年までに全米3,000の村に広がった。

2) 都市部の文化活動

農村改善運動が都市部に普及したもので、急速に進んでいた産業化と文化、芸術及び建築等との調和を図ることが目標とされ、市街地に多くの噴水や彫刻等が設置された。

3) 野外芸術運動

19世紀後半にニューヨークのセントラルパークを共同設計したフレデリック・ロウ・オルムステッドを中心に、建築物や公共彫刻の質を高め、風景との調和を図ろうとする

運動が推進された。これも産業化の進展による都市景観の悪化を阻止しようとするものであった。

4) 都市美運動

シカゴ市が1893年、同市で開催された世界博のために新古典主義様式の美しい市民センター等を建設したのを契機として、都市計画における美観という概念が全米に普及し、以降10年間に渡って各地で美しい文化センターの建設や公園の整備等が進められた。しかし1910年代になると効率第一主義の風潮となり、美観は浅薄で費用がかかるとして退けられるようになった。

5) コミュニティー劇場運動

1915年あたりから全米各地に劇場が建設され、重要な文化の発信地となった。

6) ニューディール政策

恐慌下の1933年から実施されたニューディール政策による芸術家の雇用促進は各地域にも大きな影響を与えた（第1章第1節参照）。

（3）活動

全米芸術振興基金や州機関は補助金交付機能を中心であるのに比べ、地方機関の活動範囲は多岐に渡り、地域の文化団体に対する補助金の交付から芸術家への住居・制作場所の提供、文化団体へのボランティア派遣、市民への文化情報提供、イベントの開催等様々な活動を行っている。

また、1978年には全米の地方機関により地方芸術・文化団体協議会（National Assembly of Local Arts Agencies）が組織され、政治的影響力を強めているほか、多くの地方都市では芸術・文化のための資金収集機関 United Arts Funds が設立され、地方の芸術・文化関係機関と連携しながら活動している。

第2節 ニューヨーク州芸術委員会の活動例

ここでは州機関の活動例として、全米50州中最大の予算規模を持つニューヨーク州芸術委員会の活動を紹介する。

1 概要

ニューヨーク州芸術委員会（New York State Council on the Arts）は1960年、当時の Nelson・ロックフェラー知事と州議会により、全米の州で最初の芸術・文化支援機関として設立され、1965年から州政府の外局として位置づけられた。設立の目的は、「州内の芸術家及び非営利文化団体の支援を通じて、州民の財産である豊かで多様な文化的資源を保存・拡大することにある。

予算は約3,622万ドル（1995年）、職員数は約70名である同委員会は、実質的に芸術・文化団体に対する補助金交付機関であり、1995年実績では3,182万ドルを州内芸術・文化団体に対して補助金として交付している（表2-3、2-4）。補助金の交付は州内の芸術・文化関係非営利団体に対してのみ行い、芸術家個人への直接助成は行わない。ただし、助成団体が芸術家個人を支援することを奨励している。また、非営利団体であっても、公立の学校・大学には助成することができないこととされている。

2 プログラム

同委員会では補助金を交付するプログラムを16の分野に分け、それぞれに2～4人の専任スタッフを配している。

1) 建築、計画、デザイン

建築物や環境デザインに対する社会的認知を向上させ、都市計画等の質の向上を図るもの。

2) 芸術教育

州教育局との連携の下に、教師と芸術家が協力して子供に良質な芸術を経験させようとするもの。

3) 施設改善

芸術・文化団体が使用している施設の改善、拡張等のために低利の融資を行うもの。

4) チャレンジマッチング

ニューヨーク市を本拠とする芸術・文化団体に対して、州と同額の補助金を市からも獲得することを義務づけるもの。

5) ダンス

州内の舞踊芸術の質を高めることを目的とするもの。

6) メディア、映画

映画、ラジオ、テレビ、ビデオ等の分野の芸術の製作、配給、保存等を図るもの。

7) 民俗芸能

歴史的、人種的、民族的、地理的、宗教的に固有の文化の発展、継承を図るもの。

8) 芸術家奨学金

州内の芸術家による「新しいニューヨークの創造」を支援するもので、補助金の申請は個人ではなく芸術・文化団体により行われる。また、対象分野は毎年変更される。

9) 文学

文学の重要性の認知の向上を目指して出版、ワークショップ、啓発事業等を行っている団体を助成するもの。

10) 美術館、博物館

州の文化的財産の管理及び展示会等の教育的事業を通じて、コミュニティとの関係を構築するもの。

11) 音楽

オーケストラ、オペラ、ジャズ、現代音楽等の製作、公演等を支援するもの。

12) 組織運営

既に確立された団体及び現在成長中の団体の活動を支援し、質の高い多様な文化活動を支えるもの。

13) 文化多様主義施策

アフリカ、カリブ、ラテン、アジア、アメリカンインディアン等、芸術における文化的多様性を支援するもの。

14) 州・地方の連携

カウンティに各地域への再配分用補助金を交付する「地方プログラム」、カウンティに各地域への再配分用補助金を交付するとともに、カウンティに州と同額の拠出を義務づける「カウンティ・インセンティブ」及び地方機関の運営を直接支援する「パートナーシップ」の3制度を有する。

15) 劇場

現代劇、古典劇等、多様な舞台芸術を支援するもの。

16) 視覚芸術

絵画、彫刻等の視覚芸術を支援するもの。

表2-3 ニューヨーク州芸術委員会1995年決算額（単位：ドル）

歳入

ニューヨーク州議決分 (内訳)	35,219,300
事務費	3,344,200
事業費（地方への補助金）	31,875,100
連邦政府（全米芸術振興基金）補助金	999,000
合 計	36,218,300

歳出

事務費	3,340,037
州議決分事業費（地方への補助金） (内訳)	31,816,817
建築、計画、デザイン	966,273
芸術教育	2,425,917
施設改善	495,527
チャレンジマッチング	2,470,000
ダンス	1,897,620
メディア、映画	1,622,500
民俗芸能	1,023,000
芸術家奨学金	1,616,950
文学	691,640
美術館、博物館	3,630,000
音楽	2,951,924
組織運営	1,752,615
文化多様主義施策	2,659,850
州・地方の連携	4,217,287
劇場	2,356,875
視覚芸術	938,839
その他	100,000
連邦政府（全米芸術振興基金）補助金 (内訳)	999,000
州直接事業費	658,000
地方への補助	341,000
調整分 (内訳)	62,446
事務費繰り越し	4,163
地方への補助金配分調整後の残額	58,283
合 計	36,218,300

(資料 : New York State Council on the Arts)

表2－4 ニューヨーク州芸術委員会1995年州議決分事業費の

州内カウンティー別配分

(単位: ドル)

カウンティー名	金額	カウンティー名	金額
Albany	547,262	Oneida	269,109
Allegany	20,050	Onondaga	601,023
Bronx	1,000,517	Ontario	97,567
Broome	170,285	Orange	122,350
Cattaraugus	43,709	Orleans	27,825
Cayuga	95,740	Oswego	82,847
Chautauqua	212,546	Otsego	186,924
Chemung	82,245	Putnam	88,430
Chenango	128,885	Queens	1,164,510
Clinton	81,048	Rensselaer	249,462
Colombia	138,884	Rockland	284,367
Cortland	20,505	St. Lawrence	110,476
Delaware	206,405	Saratoga	200,175
Dutchess	387,883	Schenectady	109,380
Erie	1,298,295	Schoharie	140,482
Essex	202,918	Schuyler	15,700
Franklin	59,065	Seneca	24,375
Fulton	14,700	Staten Island	274,081
Genesee	59,380	Steuben	78,339
Greene	124,998	Suffolk	749,139
Hamilton	137,401	Sullivan	148,870
Herkimer	50,795	Tioga	194,050
Jefferson	59,407	Tompkins	323,487
Kings	1,865,589	Ulster	209,697
Lewis	8,455	Warren	140,094
Livingston	76,283	Washington	78,896
Madison	264,651	Wayne	120,372
Monroe	1,052,302	Westchester	788,576
Montgomery	17,747	Wyoming	33,650
Nassau	498,674	Yates	51,270
New York	15,054,461	Statewide	576,740
Niagara	174,592	Others	118,877
		TOTAL	31,816,817

(資料: New York State Council on the Arts)